

○国立大学法人熊本大学ネーミングライツ事業選定委員会要項

(令和5年7月27日要項第35号)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人熊本大学ネーミングライツ事業規則(令和5年7月27日制定)第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学ネーミングライツ事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 施設指定型のネーミングライツ事業における選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務・財務・施設担当の理事
- (2) 実施部局等の長
- (3) キャンパス整備戦略室長
- (4) 総務部長、財務部長及び施設部長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 スペース指定型及び提案指定型のネーミングライツ事業における選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 施設部長
- (2) 実施部局等の教員のうちから委員長が指名するもの 1人
- (3) キャンパス整備戦略室の教員のうちから委員長が指名するもの 1人
- (4) 総務部総務課長、財務部財務課長及び施設部施設企画課長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

(審議事項)

第3条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 対象施設等の選定に関すること。
- (2) ネーミングライツ事業の募集要項の作成に関すること。
- (3) ネーミングライツパートナーの選定に関すること。
- (4) その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号及び同条第2項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(選定結果の報告)

第7条 委員長は、第3条各号に掲げる事項の審議結果を学長に報告するものとする。

(事務)

第8条 選定委員会の事務は、施設部施設企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年8月1日から施行する。